

〈男の愛〉と〈女の愛〉

— 『女学雑誌』における「愛」とジェンダー —

田 中 亜以子

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻
〒 606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿が問題にするのは、「恋愛」をジェンダー対称的な感情であるとする神話が、密かに非対称性を同居させてきた「からくり」である。具体的には、「愛」の相互性が唱えられはじめた明治 10 年代末から 30 年代という時代に遡り、「愛」について先進的な発信を続けた『女学雑誌』における議論を検討する。

そこで明らかになるのは、明治期に確立する相互的な「愛」という概念が、その実、男女に性質の異なる「愛」を振り分けることによって成立するものであったということである。夫の「愛」が主我的な「恋慕」の感情を基盤とするものであったのに対し、妻に求められたのは夫の慰安者としての徹底的に利他的な「愛」だった。さらに、そのような妻の「愛」には、夫に「愛される」ために「努力すること」も含まれていくこととなる。すなわち、夫を「愛すること」=夫に「愛される」ように「努力すること」によって、夫婦間の対等な「愛」の実現が目指されるという構造がつくられていったのである。

はじめに

恋愛とは何か。

その答えが時代や文化に規定されることを近年の恋愛史研究は示してきた。だが、わたしにとって「恋愛とは何か」という問いは、時代や文化だけでなく、その「恋愛」が男にとってのそれなのか、あるいは、女にとってのそれなのか、ということを明確にせずには考えられるものではない。なぜなら恋愛の意味も重要度も、男と女とでは、大きく異なっているように思うからである。小谷野敦は「「恋愛」というとなにか「女」にとっての一大事のように思われる傾向」があり、「男が恋に身をやつすこと」は「無言のうちに恥ずべきこととされているように思う」と述べているが(1997, 4-7)、わたしも同感である。いったいなぜ、そうなのか。恋愛をはさんだ男女の非対称。そこに隠された秘密を解き明かすために、わたしは近代日本において恋愛のたどった道筋を跡付け

直す作業をおこなっている。

特に本稿では、「西洋文明」との邂逅によって、装いも新たに恋愛が語られはじめた明治 20 (1887) 年前後に遡る。「大の男」が真剣に恋愛を語りはじめた、そういう時代である。彼らが敢えて恋愛を論じる必要はどこにあったのか。そして、彼らが築いた近代恋愛の基礎は、いかなる意味で男女の非対称性を内包していくことになったのか。それを明らかにするのが本稿の目的である。

これまで近代日本を舞台とする恋愛史研究は、主に二つの観点から近代における恋愛の「新しさ」=「近代性」を論じてきた¹⁾。第一に肉体的な欲望が蔑視され、精神性が称揚される点において(柳父 1982, 2001, 佐伯 1998, 菅野 2001, ノッター 2007)、第二に結婚と接続されることにおいてである(佐伯 1998, 加藤 2004, ノッター 2007)。では、精神性が強調され、結婚と一体化された「新たな恋愛」とは、誰が実践すべきものとして語られたのだろうか。「男と男」でも、「女

と女」でもなく、「男と女」である。だが、「男と女」という対を分解したときに、「男」そして「女」は、それぞれどのように恋愛すべきとされたのだろうか。これまでの研究の多くは、こうした問いには応え得ない。なぜなら、これまで描かれてきた近代恋愛は、男と女の間で宙に浮遊しているからである。いや正確には、男と女の間にあるようでいて、その実、男を実践主体とした恋愛を、普遍的なものとして語る傾向を有してきたからである。

たとえば佐伯順子は、恋愛の近世から近代への移行を次のように説明する。

江戸時代には、遊廓という一定空間に男女の情熱を囲い込むことで、「恋愛」の「牙をぬく」ことが社会システムの中に組み込まれていたのだが、そうした眼に見える形で「牙をぬ」いていた「色」に対し、近代の「愛」は、「牙をぬいている」にもかかわらず、「ぬいていない」と言いくるめようとしたのである（佐伯 1998, 347）。

遊廓に客として通うことのできたのは男性だけであるという当たり前の事実を踏まえるならば、遊廓から結婚へ、「色」から「愛」へという恋愛の変遷は、男の経験でこそあれ、女のものではないことは明白である。佐伯としてそれに気付いていないはずはない。にもかかわらず、敢えて「男の恋愛」で以って「恋愛の起源」を語ってしまうのは、明治においては男のものだった恋愛観念が、時代を下るに従って女にも共有されていくという（過った）想定をしているとしか考えられない。

そうした想定を鋭く批判するのが、小谷野敦である。小谷野は「幾多の〈恋愛〉を論じた書物のなかに私が見出す重要な欠陥は、「恋愛」を、「男女の相互的な営み」を基準として論じ、男性側の愛し方と女性側の愛し方を区分しようとしないうこと」であると述べ、『〈男の恋〉の文学史』を著した（1997, 13）。「男の」という限定をかけることで明らかになったのは、明治になって「女の」ではなく「男の」恋愛が語られたことの歴史的意味である。小谷野が文芸作品に描かれた、「片思い」

をも含む「男の恋」に着目したのに対し、本稿は「恋愛」の男女の恋愛に着目したい。なぜなら、小谷野も指摘するように、日本語の「恋愛」という語は、明治時代に「相思相愛」の理想を表すものとして作りだされたからである（同, 13）。そして、「恋愛」という概念の内にこそ、男女の非対称性を覆い隠す「からくり」が潜んでいるのではないかと考えるからである。

具体的には、時代に先駆けて「恋愛」を論じ、「恋愛」の理念を形成していった『女学雑誌』（明治 18 年創刊）における言説を分析する。『女学雑誌』²⁾ は、近代日本における恋愛論の基礎を築いた雑誌として、先行研究においても必ずといっていいほど言及される雑誌である（柳父 1982, 小長井 1996, 佐伯 1998, 菅野 2001, モートン 2001, 加藤 2004, 中村 2006, ノッター 2007 など）。たとえば、リン・モートンは、「ロマンティックな愛」の出現を、「明治 18 年に巖本善治が『女学雑誌』を創刊して以来」のこととしている（モートン 2001, 517）。しかし、このように『女学雑誌』の重要性が強調される一方、同誌の「愛／恋愛」をめぐる議論の全容を解明することを中心的なテーマとした研究は、ほとんどなされてこなかった。

小長井（1996）は、『女学雑誌』の恋愛観に焦点を絞った、管見の限り唯一の研究であり、その成果はモートン（2001）や加藤（2004）に踏襲されている。しかし、小長井の論文は、明治 25（1892）年に掲載された北村透谷の「厭世詩家と女性」こそが「『女学雑誌』と〈恋愛〉思潮を結びつけた」（1996, 19）とする無根拠な前提に立ち、それ以前にも数多く掲載されていた「愛」に関する記事を見逃した論考となっている。したがって、本稿はまず『女学雑誌』の先行雑誌であり、明治 17（1884）年から一年ほど発行された『女学新誌』上の議論をも含め、主に明治 10 年代末から 20 年代半ばにかけての『女学雑誌』における議論を押える。その時期の『女学雑誌』が編集人であった巖本善治の色を前面に出したものであってみれば、それは、巖本の展開した「愛／恋愛」論を押さえることだと言い換えてもよい。その上で、改めて北村透谷の議論を含め、20 年代

後半から30年代にかけての『女学雑誌』における議論を位置づけなおしたい³⁾。

このとき本稿は、「恋愛」とともに「愛」という言葉に着目する。というのも「恋愛」という言葉が定着するのは明治20年代中ごろであり、それまではどちらかというところ「愛」という言葉が使われていたからである。そのことは、結婚前の配偶者選択としての「恋愛」と、結婚後の「夫婦愛」あるいは「家庭愛」とが未分化な状態で、男女の「愛」として語られていたことを意味する。ところがこれまでの研究では、同じ「愛」という言葉によって語られる議論であっても、それが「恋愛」なのか、あるいは、「夫婦愛／家庭愛」なのか、という後世の基準の下に、前者は恋愛史研究に、後者は家族史研究に振り分けられて論じられる傾向を有してきた。こうした状況は、恋愛とジェンダーの問題を考えると、大きな問題を孕むことになる。というのも「愛」の実践における男女の役割は、「恋愛」および「夫婦愛／家庭愛」を含んだ上で、振り分けられていたからである。したがって、本稿はいまいちど当時の文脈に立ち返り、「愛」という括りで語られていた世界の中で、「恋愛」と「夫婦愛／家庭愛」が、ジェンダーとの関連でいかに配置されていたのかということに光を当てる。そのことによって、はじめて「恋愛」のジェンダー偏光性は、その輪郭をはっきりと浮かび上がらせることになるであろう。

1. 恋愛を語るということ

「お堅い」はずの知識人たちが、おもむろに男女の恋愛を語り始めたのは、明治20(1887)年前後のことだった。まずは、この時代に恋愛を語るということが、いかなる意味をもっていたのかということから考えてみたい。『女学雑誌』の主幹であった巖本善治(1863-)は、明治30(1897)年にその時分のことを振り返り、次のように述べている。「初め公々然として恋愛の事を喝破せし人は、いか計りの擯斥を受けつらん、思ひやるだに気の毒なり⁴⁾」と。無署名記事のことゆえ、他人事のように書いてあるものの、「初め公々然として恋愛の事を喝破」し、「擯斥を受け」たとい

うのは、他ならぬ巖本自身のことであろう。では、彼が受けたという「擯斥」とはいかなるものだったのか。

開国によって「西洋」の事物に触れた明治の知識人たちは、あらゆる面において彼我のちがいを意識することになった。恋愛のあり方に関しても例にもれず、東西のギャップに衝撃を受けることになる。いったいどのようなギャップが認識されたのか。矢野瀧龍(1851-)が明治19(1886)年に出版した欧米見聞録には、それが象徴的に描き出されている。矢野は言う。日本の芝居においては「婦人に心を奪はれて此上も無き男子の恥辱」、「婦人に心を引かされては男子の一分立ち難し」などという台詞が登場するのが通例であるのに対し、英国においては「男子は本と女子の爲めに労働せんとて此世に生れ来たりし者なり」、「男子は其の愛する女子に快樂を与ふるを以て己の本務と爲し之が爲めに死生を顧みざるを当然のことと爲すなり」などといった台詞がはかれる、と⁵⁾。男が女なぞに恋することを「恥辱」とする日本に対し、それを賛美する英国。明治人が「西洋」と邂逅した時点において、日本と「西洋」とでは恋愛に対する評価を真つ二つに分かっていたのである。

では、男の恋を「恥辱」とするような明治期の感性とは、いったいどのようなものだったのか。そのことを考えるとつかかりとして、当時恋愛が議論された際にしばしば言及された、近世文芸の代表作である曲亭馬琴の『南総里見八犬伝』(1814-1842)がある。そこには男に恋情を訴えて追いつがる女(濱路)と、出世のために女を振り切って旅立つ男(信乃)の姿が描かれる。すがる濱路に信乃曰く「出世の道途、^{かどいで}妨せばわが妻にあらず」と。田口卯吉(1855-)が言うには、ここに描かれてるのは「女子に無情」である男こそが「君子」とされ、反対に「婦人を愛するの念あるもの」は直ちに「放蕩の遊治郎」と侮蔑されるのが「鉄石」の世界である⁶⁾。天下国家の大事にのみ従事するのが男であって、女なぞに惚れるのはもちろんのこと、惚れられるのさえ「男らしく」ない。こういう「武士の倫理」(小谷野1997)の世界が明治初期には色濃く残存していたのである。女を対象とした恋愛など「恥辱」でしかない

する感性は、立身出世を目指す明治の青年たちにも、広く共有されていたようである。それを裏付けるのが、たとえば、この時期の中学生たちの間で行われていた「男色」の文化である。彼らの間では、遊郭の娼妓を相手にする「女色」よりも、「智力の交換」や「大志の養成」といった成長が期待できる男同士の「男色」の方を高尚なものとする認識があった（前川 2011, 46）。逆にいうと、「男色」を賛美する学生たちにとって、女相手の恋愛は「智力の交換」も「大志の養成」もできない単なる欲望の世界だったということになる⁷⁾。ここで詳しいことを明らかにすることはできないが、このように女を蔑視し男同士の絆を重んじる風潮は、「薩摩の如きはつい近頃まで、婦人を憎しみきらうことを以て、強い武士の特徴として居た」と柳田國男のいう薩摩藩士たちの影響で、明治になって強まったとっていいくらいなのかもしれない（柳田 1940 → 1969, 13）。

このような明治社会に生きていた知識人たちが、女を蔑視するどころか崇拜する「西洋」の恋愛事情を目の当たりにして、衝撃を受けないはずがない。その衝撃は、文明国を目指すべき大日本帝国においても「西洋式」の恋愛を移入すべきなのではないかという問題意識へとつながっていくことになる。

だが、「西洋式」の恋愛がすんなり受け入れられていったわけではない。恋愛肯定言説が生じた明治 20 年代は、欧化主義への反動が生じた時期でもあった。たとえば徳富蘇峰（1863-）は、明治 24（1881）年に「非恋愛」と題し、まさに恋愛を真っ向から否定する記事を『国民之友』に掲載した。彼の「非恋愛」論は、「人は二人の主に事る」ことはできないため、青年は「恋愛の情」と「功名の志」のどちらか一つを選ばねばならないという二項対立の下に出発する。そして、男子たるもの「恋愛」ではなく「功名」（＝「志望」「事業」）こそを取るべきだと主張した。蘇峰は、青年の「克己力に訴へて、其の恋愛の奴隷となり、志気を消磨するなからんことを痛言」したのである。ここでは「恋愛」とは「志望ある青年」を墮落させる「誘惑」でしかない。このような「恋愛」と「功名」の背反関係の設定は、「恋愛」と

「功名」が両立する「西欧恋愛」を強固に拒否するものであった。

それに対し、恋愛を肯定し続けたのが、巖本善治率いる『女学雑誌』だった。巖本は明治 26（1893）年の『評論』誌上において、「若し、之（注：恋愛）を救はんことを欲せば、天より下りて、其友となるものなくんばある可らず。其品格を高ふするは、君子之を談ずるにあり」⁸⁾と、恋愛を「救済」するために恋愛を語るのだという姿勢を鮮明にしている。そして、巖本は恋愛を「談ずることを恥と」する「君子」、あるいは、恋愛を「冷遇」する「情無き漢」たちに向かって呼びかける。「恋愛」と「事業」は対立するものではない、むしろ「此情ありて、初めて真の人の事業はあるなれ」と。ここで注意すべきは、巖本が「恋愛」と「事業」との二者選択において「恋愛」を取れといているわけではないことである。巖本の恋愛肯定論には、国家の大事に私的な幸福を優先するような主張は含まれない。彼が提示したのは、恋愛は大志と矛盾しないということである。

では、それはいかなる恋愛だったのだろうか。この時期に恋愛を肯定するということが、恋愛を、そして恋愛対象である女を蔑視する思想と対決することであってみれば、それは対等な男女関係を希求することと深く結びついていた。

2. 対等な夫婦の「愛」

そもそも巖本はなぜかくも切に恋愛を肯定する必要を感じたのだろうか。キリスト教徒であった巖本は、単に西洋志向が強かったのだという説明も成り立つ。だが、ここでは彼が恋愛の先に国家を見据えていたということに注目したい。どういうことか。たとえば、巖本は明治 22（1889）年の『女学雑誌』誌上において、一見恋愛を否定するかのような発言をしている。「奮だ幸福を求め、安楽に安んじ、恋愛に溺れ、優柔として特り和睦せる男女」となってはいけない、と⁹⁾。だが、もちろん彼は恋愛自体を否定しているわけではない。巖本が言わんとしたのは、恋愛はゴールではなく、「妻と共に志を同ふして、国に報ひ人類の為に尽すことこそが、恋愛で結びついた男女（＝夫婦）

の最終目的だということである。彼のいう恋愛が、男の「事業」と対立しないゆえである。巖本は、国家に尽すという「事業」の基礎として、夫婦を再編しようとしたのである。そして、彼の思い描く理想的な夫婦とは、次のような「愛」によって結ばれているはずだった。

凡そ真の愛情は恐るることなく軽ろんずることなき人に対してのみ現はるべき思なり。己が心に恐れ懼る人には固より愛あるべき筈なし。又己が心に軽ろんじて物の数とも思わぬ人を真に愛すべき筈なし。真に愛するときは必ず其の人を己が友として己が同体とし己と余りの高下なきものを見てのち初て真の愛あることなり。左れば今の夫婦の如く夫はその妻を軽ろしみ妻は其夫を恐れながら如何で真の愛あらんや¹⁰⁾。

ここからは、巖本が男女間の「愛」という感情によって男と女の対等性を実現しようとしたことは明らかである。こうした巖本の姿勢は、配偶者選択において、男だけではなく、女の側の意志を尊重することによって、異性の相互選択を実現しようとしたことにも明確に現れている。当時の中等以上の階層において、結婚は親が財産・家格に基づいて決定するのが主流であった¹¹⁾。しかし、親が決めるといっても、多くの場合「写真の一枚」あるいは「親睦会の一見」によって、当人の意志を確認するというプロセスは踏まれていた。そして、ここにおいて男女の非対称性が生じていたのである。というのも、このとき「問う所は只だ男の心を問うにあり。女は其好に随いて善きも悪しきも只だ択ばるるまま」¹²⁾ だったからである。そうした状況については、矢野溪龍による証言もある。「男子の方」にては「見合」などと称して「婚姻の前に二回は其娶るべき女子を「鑑定」することができるが、「女子の方にては殆ど毫も自ら択ぶ」自由がない、と¹³⁾。自分の好みを主張する余地が与えられていた息子に比して、娘にはほとんど選択権が与えられていなかったのである。それに対して巖本は、結婚の取り決めが、双方共に好むことなのか、あるいは、ただ一方の

みが好むことなのかと読者に問いかけ¹⁴⁾、男だけではなく、女の側にも異性選択権を与えることを求めた。

さらに、父母の監督の下で男女が交際し、当人が「気質統合して合性のよく相い適いたる」相手を探すのがよいとして、相互の「合性」を配偶者選択基準として重視したこのこと¹⁵⁾、男女の対等性という観点において重要であった。というのも、それまで家格や財産、あるいは容貌に比して「合性」というものをさして考慮する必要がなかったのは、一面において妻というものは夫に和し、婚家に同化すべきことが前提とされていたからである。妻が「溫柔」でさえあれば、「何如なる夫にも能く和」すことが可能であり、「故に、娘が縁談の善悪は、娘が心得次第によりて決するもの」とする前提が存在していたのである¹⁶⁾。双方の「合性」を重視するということは、こうした考え方に抗して、妻に固有の人格を認めようとするものだった。

以上から明らかなように、巖本の「愛」の理想は、対等な夫婦を形成することと分かち難く結びついていた。佐伯順子の言葉を借りれば、「女性蔑視を打開する男女平等思想と一体となっていた」ということになる（佐伯 1997, 17）。だが、重要なのはここからである。他でもなく「男女平等」と一体の問題として論じられた「愛」とは、夫と妻に、それぞれどのようなものとして提示されたのだろうか。

3. 夫の「愛」

対等な男女間の「愛」。それを実現するためには、なによりも夫の妻に対する「愛し方」を改めることが急務であると認識されていた。たとえば、先にも引用した巖本の「真の愛情」と題する記事には、「今の夫の愛と云えるは恐らく是れ色欲の愛のみ」であると、現状の夫の「愛」のあり方を嘆いている。では、こうした状況はいかに改善されるべきだったのか。

巖本は『女学雑誌』第2号の社説において、肉体的な「色」から精神的な「愛」へという当時流行していた「恋愛の進化論」を論じている。この

とき、肉体から精神へという恋愛の進化は、女をどのような存在と見なすかということと連動して捉えられていた。「肉体上の情欲」である「色」の時代は、女が「力の弱きが故に非常に男子の圧制をうけた時代」として、「靈魂より発する」「愛」の時代は、「婦人初て男子の軽蔑を免れ亦た男子の圧制を脱し一個の人類たる権力を享け」る時代として規定されたのである¹⁷⁾。であれば、女を対等な存在として尊重するためには、男は女を肉体的な「色」の対象ではなく、精神的な「愛」の対象としなければならない。

このとき「色」が男による女の「圧制」と直結された背後には、「色欲の愛」は「相手を器械として己が心のままに従わせん」とする利己的なものだとする前提が存在している。女にしても男にしても「色欲にふけるものは亦た必ず己れより身分低きものを択ぶこと世の常」であるというような感覚が存在していたのである¹⁸⁾。こうした価値観に肉を罪惡視するキリスト教の影響を見て取るのは容易である。だが、キリスト教の影響のみによって、肉体的な欲望が貶められたとするのはまちがっている。第一節で見たように、そもそも恋愛自体が大して価値づけされていないという明治日本の状況が存在していた。たしかに肉体関係のみが取り出されて罪惡視されるということにはなかったかもしれないが、肉体関係を含む恋愛自体が蔑視されていたのである。であれば、精神的な「愛」がなにか高尚なものとして離陸したとき、残された肉体関係が依然として利己的な「煩惱」と捉えられたことは、ごく自然なことだった。キリスト者ではなかった福澤諭吉なども、「肉交」に対して「情交」を強調しているゆえである。

では、肉体的な欲望ではない精神的な「愛」とは、どのようなものだったのか。その内実をもう少し詳しく見ていく必要がある。そこで参考になるのが、明治26(1893)年に掲載された巖本の「室家キョウカに於ける利己主義」である。この頃になると、男女間の「愛」を指すのに、神の愛や博愛と区別して、すでに「恋愛」という言葉が使われるようになっていく。

恋愛なるもの、誤らるゝや久し、恋愛何んぞ

快樂を貪ぼることを主旨とせんや、恋愛の主旨は、他を愛するにあり、努力するにあり、献身するにあり。たゞ、その敵を愛するの靈愛と異なる所以のものは、之に好慕の情加わり、靈愛を露わすことの、極めて自由に、極めて熱烈なることあるの一事相違ふに過ぎず。世人しよじん数ば之を忘れ、好慕を以て恋愛とし、快樂を以て其第一素となす、歎ぜざるべけんや¹⁹⁾。

ここでは「靈愛」「好慕」という二つの概念との比較の中で「恋愛」とは何かということが説明されている。「努力」「献身」「他(敵)を愛する」こと。これらの利他的といってよい性質は「靈愛」と共通する「恋愛」の特質であるという。それに対して「自由」で「熱烈」な愛情表現につながる「好慕」の感情は、こうした利他的な性質を有するものではない。相手を慕い、それを受け止めてもらいたいという自分の側の、巖本が「利己主義」と呼ぶ欲望である。そして、利己的な「好慕」と利他的な「靈愛」の一致、それが「恋愛」だと言っているのである。すでに述べたように、肉体的な欲望は利己的なものであるとして否定された。女を利己的な肉欲の対象とすることは、女を下に見ることであり、対等な「愛」という見地からは否定されるべきだったのである。

だが、肉体的な欲望からは切り離された「恋愛」も、依然として「好慕」という利己的な感情を下敷きにしたものだったというのは重要である。巖本が強調するのはあくまでも「靈愛」であり、「恋愛」と「好慕」の差異である。それでも、「恋愛」と「好慕」を連続するものと捉えるならば、結果として、女を己の如く「愛」し、同等な存在として「愛する」かどうか、それを夫は「好慕」という恣意的な感情によって決定することが許されることになる。

夫次第。そのことは、ときとして現出する巖本のパターンリスティックな論調にあからさまになる。「願ねがわくは妻を愛すること己れが如くなることを得んと、抑も弱性を平等視し、異性を同等視し、別人を同躰視するは既に吾が大いなる善なれば也」と²⁰⁾。夫が「弱性」である妻を同等な存在

として「愛する」のは、事実男女が平等であるからではなく、それが「大いなる善」だからであった。このとき、男性が正しい「愛」を発動しなかったとみなされたとき、「人形の如くに玩愛さるる」「顔色と様姿とを買わるる」²¹⁾ というレットルが張られるのは女の方である。こうした男性の優位性は、後述するように、明治20年代後半以降に展開する恋愛論において、より鮮明に輪郭を現していくことになる。

夫には妻を同等な存在として精神的に「愛する」ことが求められた。言うなれば、自分の認識を改めること自体が妻に恩恵を与えることだった。したがって、それ以上に、何か具体的に妻を「愛する」方法、あるいは、妻に「愛される」方法については言及されなかったことも言い添えておこう。妻に対する認識の転換。それが夫の「愛」をめぐる議論の中心だった。

4. 妻の「愛」

夫の「愛」が妻に対等な存在としての地位を認定するものだったとすれば、妻の「愛」は、夫を幸福にするものだった。たとえば、明治20(1887)年に巖本は「細君に告ぐ」と題する記事において、「若しも真正の愛が心に満ちて居ましたらば如何なる御婦人方でも必ず其夫を幸いにし其家に福を来たし尚其夫を立派高尚なる人物とならすことが出来ませう」²²⁾と述べている。夫が妻を対等であると思なすためには、自らの認識を改めれば済む話である。だが、妻が夫を幸福にするためには、夫が幸福であると感じてもらえるように仕向ける必要がある。したがって、妻の「愛」は具体的実践に裏打ちされたものだったという点において、夫の「愛」と好対照をなしていた。

先ほどの「細君に告ぐ」における妻の「真正の愛」の内実とは、夫のために家事を行い、精神的に支えることであり、その具体的方法が濃やかに指示されている。一日働いて帰ってきた夫が、帰宅後は楽しく過ごせるように、「能く家内を取片付け機の辺も奇麗にして只管ら夫の心を慰さむるように致」すこと²³⁾。夫が何か心配事を抱えているようだったら、「先ず琴を弾じオルガンを奏

しなどして其心を楽しませ其気を引き立てて置いて扱て細かに其故を問う」こと²⁴⁾。抽象的であった夫の「愛」に対して、このように妻のそれが具体的な実践として記述されたことは、当然といえば当然のことである。というのも、夫婦関係が位置する主たる空間である家庭は、本来的に外で働く夫を妻が慰安する場であり、したがって妻には「してあげること」が五万とあったのである。

妻の側にのみ「愛」の具体的実践が求められるという非対称性については、当時からそれを批判する声が上がられていたようだ。たとえば、先に引用した「細君に告ぐ」が掲載された次々号には、「良人に告ぐ」という論説が掲載されているのだが、それは多数の女性たちから寄せられた批判に答えてのことであった。その批判を巖本は次のように要約する。

貴様は細君に告ぐると云つて大層われわれ女共にいろいろの注意がましい事を申し斯うもしたらば一家の幸福は莫大であろうなどと意見よの議論を述べた、一応は尤もと聞上げて幾分かは承知する所もあるが……何如に自分で温和しくもし愛しも致した所ろが肝腎の夫の方で其の心得が無いから兎てもそう甘まく行くものではない²⁵⁾。

こうした批判に答えようとして、巖本が具体化した夫による「愛」の実践は、第一に妻に相談するように心掛けること、第二に西洋人のように妻の功績を周囲に吹聴するように心掛けることであった²⁶⁾。ちなみに、このとき妻に相談することが求められたのは、意思決定において、妻の意見を取り入れるためではない。妻に自分の考えや状況を知らさなければ、妻は夫を慰めようもなく、また「夫が胸に在る万斛の歎きを酌み分けることが出来ない」²⁷⁾からであった。すなわち、妻に相談するというのは、慰安者として、あるいは、「万斛の歎きを酌み分ける」パートナーとして、妻を認定することであったと言い換えることができる。妻の功績を褒めて吹聴するという二点目の要請とともに、夫の「愛」は、あくまでも対等な存在としての妻の認定、あるいは、評価という色

彩が強いのである。

近代的性別役割において家庭領域が妻の領域として成立したことを考えるならば、それも当然のことかもしれない。男は「愛」に溺れるべきではないとされたのと反対に、妻が夫に献身的に尽くすことは、そのまま国家に尽くすことであり、功を立つことだと考えられていた。「家庭は、一般婦人が業を遂げ功を立つ可きの戦場なり、奮つて之に臨み、勇を鼓して之に当る、極めて爽快の事にあらずや」²⁸⁾ というわけである。女が「愛」に生きることは、奨励こそされ、なにものにも妨げられることはなかったのである。むしろ、女を本来的に愛情深いものとする論者さえ登場する。「男子は社会の頭にして女子は其心なり男子は判断力にして女子は感情なり男子は活力にして女子は修飾なり慰なり男子の司る所は記憶にして女子の領は愛情なり」と²⁹⁾。このように無条件に女と「愛」が接続されたことは、ある意味「愛」の女性領域化であるといえよう。

それは言い換えると、女たちには「愛さない」自由がなくなったということである。夫の「愛」が「好慕」の感情を基盤とするものであり、常に変化の可能性を内包していたのと、再度好対照をなしていることを指摘せねばなるまい。相互的な「愛」は、性質の異なる「愛」を男女に割り当てることによって成立したのである。たしかに結婚相手の選択においては、男性の意志だけでなく、女性の意志をも尊重する相互の選択が主張された。しかし、結婚していざ「愛」の実践が問われる段になると、片方の「愛」が変化しないように、もう片方が具体的実践によって「愛し続ける」ことが要請されるという非対称な構造が現出することとなるのである。次に見るのは、そうした枠組みの、その後の展開である。

5. 明治20年代後半以降の展開

明治20年代後半から30年代にかけての「愛」をめぐる議論の展開は、やはり北村透谷(1868-)から語り始めねばなるまい。「恋愛は人世の秘録なり」³⁰⁾ という冒頭のフレーズが、あまりにも有名な「厭世詩家と女性」は、明治25(1892)

年2月に二回にわたって『女学雑誌』に掲載された。前編において「恋愛」を賛美した透谷は、しかし、後編に至って、結婚生活への失望を隠さない。「始に過重なる希望を以て入りたる婚姻は、後に比較的の失望を招かしめ、惨として夫婦相対するが如き事起るなり」と³¹⁾。このような透谷の訴えは、情熱的で移ろいやすい「恋愛」と日常的で安定性を求める「結婚」との相克を、「問題」として語る地平を切り開くものであった(菅野2001, 加藤2004)。しかし、このとき透谷が女は「葛蘿かつらとなりて幹まに纏まつはるが如く男性よに倚よるものなり」³²⁾と女性を批判し、「恋愛」の破綻をすべて妻の側に責任転嫁したことは、具体的な「愛」の実践を妻の側にのみ求めた巖本の枠組みと符合し、ますます妻の側に努力を要請する傾向を強化させることとなった。

そうした傾向は、結婚後に恋愛感情が持続できないことの夫の側の訴えがもっともらしく論じられたのに対し、妻の側の声は否定的にしか取り上げられることがなかったことに明瞭に表れている。たとえば、明治32(1899)年のことであるが、8回にわたって連載された「妻の不平」と題するシリーズには、「幻影追々に失せて、物事に算盤の音のみいたし、何事にも帳面の数の文字現はれて」、いつしか夫に対する「熱愛」が消えてしまったという妻の嘆きを綴る投稿が、珍しく掲載されている³³⁾。それが、「妻の不平」連載終了後の総括である「妻の不平に就て」では、「夫から馬鹿にされるとか、愛せられない様に成る」というのは、元を正すと「必ず主婦が家庭と主人に対する行ひの我儘」より出たものである³⁴⁾、と批判されたのである。妻の「愛せない」という悩みは、「愛されない」悩みへと変換された上で、さらに「不平」の声を上げること自体が否定された。それに対して、夫の「不平」については蓄妾や芸妓買いにつながるものであるため、「こを云ふ事こと件ごとの心に浮ばない先きから」、妻は「常々、よく亭主に一心をさゝげて務めなくては駄目です」と警告されたのだった。

このように妻の不満が軽んじられた一方で、夫の感情が重んじられたのは、男性には常に遊廓や花街という疑似恋愛の場が用意されていたことが、

色濃く影を落としている。一夫一婦の理念を実現し、家庭の幸福を達成するためには、家庭外恋愛の選択肢をもつ夫の不満を予防することが、急務だったのである。夫の「不品行」は、妻によって改めることができる。そうした言説自体は、『女学雑誌』創刊直後から見られるものである。だが、明治30年代以降、「恋愛」と「結婚」の相克が問題化される中で、夫の「不品行」を妻の責任とする論調は、明らかに強まっていった。たとえば、明治19年には、「夫を愛するの誠」があれば「何如なる夫の不品行も遂には改まるもの」と「愛」の力で夫の「不品行」を改めることが求められながらも、本来ならば「夫品行をやぶりて他女あだしおんなに通う如きことあらば妻たるもの断然離縁を申出して自ら去らんことを求めるの権」があるということが言い添えられている³⁵⁾。しかし、明治30年代になると「本来ならば」以下の注釈が消えてしまうのである。

中でも、もっとも極端な議論を展開したのは、明治女学校の教師であり、第524号（明治36年12月20日）以降の『女学雑誌』の編集人でもあった青柳有美である。明治34（1901）年に掲載された青柳による「婦人の修養に就て」では、夫が「芸者や女郎に所謂ハマリ込」むことがあれば、それは「妻たるものが自ら大に省るべき時機」であると訴えた³⁶⁾。「一昧男の心をして自らを捨て、他の女に心を移させるなど、は、実に女子として不面目この上なく、自らの無能と意気地なきとを表白するもの」だとされたからである。そして、「これからの婦人たり妻たるもの」は、これまで「芸者か女郎かの専有物」であった「手練手管を学修」し、「芸者の方々などと実力上の生存競争をしても、一步も譲らぬまでに其腕を研ぎあげ」ることが必要であると叱咤激励した。妻に規範化された、夫を「愛すること」には、「愛される」＝「可愛がられる」ことまでが含まれていたのである。

こうした流れと連動していたのが、自然主義の起こりとともに「肉欲」を肯定する言説が雑誌『太陽』などに現われはじめたことである（塚本2002）。『女学雑誌』誌上においても、たとえば、明治31（1898）年には「肉感を混するが故に恋

は神聖にあらず」と思うのは誤っているとする投書が寄せられている³⁷⁾。ついには巖本自身も「肉の欲元と悪しきにはあらず、肉其ものの為には亦た自然の要求ならめ³⁸⁾」と「肉欲」の存在を肯定していく。夫に「可愛がられる」ことに、夫の「肉欲」を満足させることも含まれるようになるのは、時間の問題であった。実際、そうした論理は、数十年後の昭和初期に大衆的な婦人雑誌において量産されていくことになるのである（田中2010）。

おわりに

近代における恋愛が、いかに男と女にとって非対称なものとして立ち上がってきたのか。そのことを考えるために、主として明治10年代末から20年代半ばにかけての『女学雑誌』における、巖本善治の「愛」をめぐる議論を検討し、さらに彼の議論によってつくられた基盤が、明治20年代後半以降にいかなる展開を遂げたのかということをつかひ上げさせてきた。

明治20年前後という時代において、恋愛を語るということは、女と、女相手の恋愛が蔑視される風潮に抗することを意味した。巖本善治は『女学雑誌』において男の女への恋愛感情自体を再編することで、女と恋愛の両方を救済しようとした。しかし、いや、だからこそ、そうした巖本の恋愛論は、二つの意味で恋愛に男女の非対称性を組み込んでいくこととなった。

具体的に巖本が目指したのは、「愛」を対等な相手への感情であるとし、そうした「愛」こそが夫婦を結ぶべき感情であると主張することで、妻を夫と同等な存在として格上げすることだった。そのためには、夫は妻を利己的である肉体的な欲望の対象とするのではなく、精神的に「愛する」ことが求められた。対等な男女関係の実現を意図したこのような議論は、しかし、男性の「愛」に女性の地位を決定する力を付与することになる。男性が「正しい愛」を発動しなかったとみなされるとき、その結果として下等な存在としてのレットルを張られるのは、女性の方なのである。したがって、正しい「愛」のありようは、男性の意

識・行動を啓蒙するものでありながら、女性にとってより重要な結果を及ぼす議論だったということもできる。今や女たちは、一個の人間として認められるために、掴みどころのない「愛」という観念に固執せざるを得なくなったのである。「愛」が女の地位の問題として語られたがゆえに、「愛されること」の重要度をめぐる男女の非対称性が、ここに内包されたのである。

第二の非対称性は、「愛する」方法の具体性にまつわるものである。夫の「愛」が肉体的なものから精神的なものへという自分自身の認識の問題であったのに対し、妻の「愛」は夫を満足させるための具体的行為として体言されるものだった。このことは家庭という夫婦の愛情が育まれる場を、女性の責任領域とする近代的性別役割の存在を考えれば、予想可能な非対称性であるといえるかもしれない。アンソニー・ギデンズが、近代の「ロマンティック・ラブ」が「愛情を育むこと」を「もっぱら女性の任務」としたことによって、「本質的に女性化された愛情であった」と指摘する通りである（ギデンズ、69-70）。

巖本の恋愛論に内包されていた二つの非対称性は、明治20年代後半以降、一体となって妻たちに夫に「愛される」努力を求める主張として展開していくことになった。結婚と恋愛の相克が、男性知識人たちに苦悩として語られる中、女性たちは夫に一個の女性として「認められるために」＝「愛される」ために、様々な具体的な努力を要請されていった。

だが、他方で主我的な「愛」、そして「性」の主体であることによって、男性と対等であろうとした「新しい女」たちの登場も、目前に迫っている。「恋愛」の主体になるのか、あるいは、妻として「愛される」道を択ぶのか、女性間の対立が形成されながら、しかしどちらも「愛」によって結ばれた排他的な一夫一婦関係という理想を手放すことはしなかった。その展開は、稿を別にして論じることにしよう。

参考文献

井上章一、1995、『美人論』朝日新聞社
 大久保利謙編、1977、『田口鼎軒集』筑摩書房

加藤秀一、2004、『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか——性道德と優生思想の百年間』筑摩書房
 菅野聡美、2001、『消費される恋愛論』青弓社
 小長井晃子、1996、『『女学雑誌』にみる〈恋愛〉観の一面』『国文目白』第35号
 小谷野敦、1997、『〈男の恋〉の文学史』朝日新聞社
 小山静子、1986、『明治啓蒙期の妾論議と廃妾の実現』『季刊日本思想史』26号
 佐伯順子、1998、『「色」と「愛」の比較文化史』岩波書店
 ———、2008、『「愛」と「性」の文化史』角川学芸出版
 阪井祐一郎、2009、『明治期「媒酌結婚」の制度化過程』『ソシオロジ』第54巻2号
 田中優子、2007、『芸者と遊び』学習研究社
 田中亜以子、2010、『「妻」と「女人」の対立と接近』『女性史学』20号
 中村隆文、2006、『男女交際進化論』集英社
 ノッター、デビッド、2007、『純潔の近代』慶応義塾大学出版
 野辺地清江、1965、『『女学雑誌』の基礎研究（その3）巖本善治の文章目録』『比較文化』11号
 早野喜久江、1983、『『女学雑誌』解説』緑蔭書房編集部編『女学雑誌総目録』緑蔭書房
 福沢諭吉、1999、中村敏子編『福沢諭吉家族論集』岩波書店
 前川直哉、『男の絆』
 宮地敦子、1966、『「愛す」考』『国語国文学』35巻5号
 モートン、リース、2001、『総合雑誌『太陽』と『女学雑誌』に見られる恋愛観』鈴木貞美編『雑誌「太陽」と国民文化の形成』思文閣出版
 柳父 章、1982、『翻訳後成立事情』岩波書店
 ———、2001、『一語の辞典 愛』角川出版
 山根 宏『「恋愛」をめぐって——明治20年代のセクシュアリティ』『立命館言語文化研究』19巻4号

注

- 1) 近代恋愛を完全な輸入思想であるとする柳父(1982)を踏襲する立場と、近代以前の日本の恋愛との連続性をも拘い取ろうとする立場(菅野2001、加藤2004など)とが存在するものの、以下に述べる明治の恋愛の「新しさ」に関しては、両者とも大きな相違はない。
- 2) 『女学雑誌』は「婦女改良の事に勉め希ふ所は欧米の女権と吾国従来の女徳とを合せて完全の模範を作りなさんとす」ことを目的として明治18年の創刊後、約20年間発行され続けた。女性の地位向上、女子教育、結婚や家庭のあり方などを中心的なテーマとした雑誌であり、「『女性史』上の金字塔を築いた」と評価されてきた(早野1983、3)。初代編集人の近藤賢三の急逝後、第24号から第523号までは、明治18年に設立された明治女学校の発起人の一人で後に校長となった巖本善治が、524号から最終号526号まで明治女学校教員であった青柳有美が編集人を務めた。ま

た、無署名記事の執筆者については野辺地(1965)に拠った。

- 3) 彼の思想研究ではなく、恋愛史研究である本稿は、巖本善治が「恋愛」「愛」について語ったことを分析するに当たって、彼の「意図」よりも結果的にテキストが提示したことに力点をおいて分析していく。
- 4) 「恋愛」433号『女学雑誌』(明治30年1月10日)。以下、特に明示されない場合、引用は『女学雑誌』からのものとする。
- 5) 矢野龍溪『周遊雑記』(『明治欧米見聞録集成』第3巻、ゆまに書房、1987)
- 6) 田口卯吉『日本之意匠及情交』経済雑誌社、明治19年(大久保編(1977)所収、96頁)
- 7) 小谷野敦によるとこうした女性蔑視は、「武士的倫理」だけでなく、江戸後期の「町人的美意識」において形成された「色道」にも通低するものであった。方や恋愛を拒否し、方や遊廓における駆け引きのマニュアルであるが、両者は「自分の方がより多く愛することによって敗北するのを恥と心得る点」においては共通しており、「封建道德」の表と裏を構成していた(小谷野1997、150)。
- 8) 「恋愛の徳を想ふ」『評論』6号(明治26年6月17日)
- 9) 「犠牲献身」172号(明治22年7月27日)
- 10) 「真の愛情」第17号(明治19年3月5日)
- 11) 「日本の家族 第六」第101号(明治21年3月17日)
- 12) 「婚姻のおしえ(下)」第23号(明治19年5月15日)
- 13) 矢野龍溪『周遊雑記』(『明治欧米見聞録集成』第3巻、ゆまに書房、1987)
- 14) 「夫婦の愛(中)」第21号(明治18年4月25日)
- 15) 「男女相扱ぶの説(下)」第72号(明治20年8月20日)
- 16) 「婚姻論」第277号(明治24年8月8日)
- 17) 「婦人の地位(上)」第2号(明治18年8月10日)
- 18) 「真の愛情」第17号(明治19年3月5日)
- 19) 「室家に於ける利己主義」第354号(明治26年9月30日)
- 20) 「犠牲献身」第172号(明治22年7月27日)
- 21) 「男女青年論」第212号(明治23年5月10日)
- 22) 「細君に告ぐ」第78号(明治20年10月1日)
- 23) 同上
- 24) 同上
- 25) 「良人に告ぐ」第80号(明治20年10月15日)
- 26) 同上
- 27) 同上
- 28) 「家庭は一国なり」324号乙の巻(明治25年8月6日)
- 29) 紅雨亭一枝「細君の資格」第125号(明治21年9月1日)
- 30) 「厭世詩家と女性(上)」第303号(明治25年2月6日)
- 31) 「厭世詩家と女性(下)」第305号(明治25年2月20日)
- 32) 同上
- 33) 「妻の不平」第487号(明治32年5月10日)
- 34) 「妻の不平に就て」第497号(明治32年10月10日)
- 35) 「妻の誠よく夫を改めし事」第30号(明治19年7月25日)
- 36) 「婦人の修養に就て」第513号(明治34年2月25日)
- 37) 花影子「情死の哀を想う」第462号(明治31年3月10日)
- 38) 「恋愛のまこと」第476号(明治31年11月25日)

Who was Supposed to Love Whom, in Which Way?

— Love and Gender in Meiji Japan —

Aiko TANAKA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary This paper will explore the gender structure of love in modern Japan. Love was reconstructed to be “mutual” feelings at the end of 19th century during the Meiji period. However, through analyzing the discussion of love at that time, this paper reveals that “mutuality” of love consisted of different practice of love depending on one’s gender.

Man’s love was intended to be transformed from fleshy desire to spiritual love which was based on respect for woman in order to raise women’s status from mere sexual objects to equally spiritual being as men. However, he had a choice to decide whether to love his wife or not based on his own feelings, whereas woman had no choice but to love her husband. Devotion and self denial was what woman was supposed to feel as a loving wife. Moreover, as a part of her practice of love, she was expected to make efforts in order to be loved by her husband. As a result, man was expected to love his wife, and woman was expected to be loved by her husband in order to realize “equal love” between two sexes.